

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年 6 月25日

【会社名】 株式会社キムラタン

【英訳名】 KIMURATAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 九鬼 祐一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区京町83番地
三宮センチュリービル

【電話番号】 078-806-8234（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区京町83番地
三宮センチュリービル

【電話番号】 078-806-8234（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものとなります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金3,296,666,178円のうち、3,216,666,178円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を80,000,000円といたします。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金 2,614,748,035円のうち、1,579,979,049円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,034,768,986円といたします。

(3) 増加する資本剰余金の額

その他資本剰余金 4,796,645,227円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月31日

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金4,796,645,227円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,796,645,227円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,796,645,227円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年7月31日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、九鬼祐一郎、木村裕輔、清川浩志、染川智香及び鈴木孝男を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備 金の額の減少並びに 剰余金処分の件	1,656,919	4,492		(注) 1	可決 99.72
第2号議案 取締役5名選任の件					
九鬼祐一郎	1,651,342	10,214		(注) 2	可決 99.39
木村裕輔	1,652,999	8,557			可決 99.48
清川浩志	1,652,733	8,823			可決 99.47
染川智香	1,652,555	9,001			可決 99.46
鈴木孝男	1,652,014	9,542			可決 99.43

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 各議案の賛成比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権個数に算入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。